

事務連絡
令和6年4月25日

各医療機関
医師の働き方改革担当部門長 様

愛媛県保健福祉部
社会福祉医療局医療対策課長

医療勤務環境改善に向けた体制整備に係る補助金について（案内）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県では、勤務医が働きやすい職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進める医療機関に対する補助を行っています。

つきましては、令和6年度の事業実施を希望する医療機関におかれましては、下記により意向調査票等を御提出くださいますようお願いいたします。

記

1 補助事業の概要

別紙「補助事業の概要」のとおり

※特定労務管理対象機関（B、C水準）の指定を受けている医療機関以外も本補助事業を御活用いただくことが可能です。

2 提出書類

- (1) 意向調査票
- (2) 見積書（任意提出）
- (3) その他参考資料（任意提出）

※意向調査票の提出をもって、補助事業の採択をお約束するものではありません。

※②、③の提出は任意ですが、事業採択決定後には御提出いただくことになります。

3 提出期限

令和6年6月28日（金）必着

4 提出方法

下記担当者までメールにて御提出ください。

提出先：医療対策課 医療機関グループ 阿部

E-mail：iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

※メールの件名を「勤務環境改善補助金要望（●●病院）」としてください。

5 県の支援について

県では、医療機関の働き方改革を支援するため、専用のセンターを設置しており、無料で専門のアドバイザーから支援を受けることが可能です。勤務環境改善マネジメントシステム導入等幅広く相談を受け付けていますのでお気軽に御連絡ください。

【センター概要】

名 称：愛媛県医療勤務環境改善支援センター

受付時間：平日午前9時から午後5時

場 所：松山市空港通1-8-16 えざき本社ビル5階

※来所希望の場合は、要事前連絡。

TEL：089-993-7831

FAX：089-993-7832

6 参考サイト

医師の働き方改革に関する情報は以下のサイトから御確認いただけます。

(1) 「いきいき働く医療機関サポートWeb」(通称：いきサポ)

○URL：<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>

(厚生労働省が開設しているページです。医師の働き方改革の制度概要から、医療機関における先進的な事例紹介まで各種情報が掲載されています。)

(2) 愛媛県ホームページ

○URL：<https://www.pref.ehime.jp/page/4182.html>

(検索ポータルサイトで「愛媛県 医師の働き方改革」で検索いただけます。)

【担当】

愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局

医療対策課 医療機関G 阿部

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

TEL：089-912-2447 FAX：089-921-8004

E-mail：iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

医療勤務環境改善に向けた体制整備に係る補助事業の概要について

1 対象医療機関（診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している医療機関を除く）

(1) 救急医療機関のうちいずれか

- ① 2次救急又は3次救急、かつ救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が1,000件以上2,000件未満を受け入れる医療機関。
- ② 救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 2次救急又は3次救急、かつ夜間・休日・時間外入院件数が年間で500件以上の医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しない医療機関

※(1)の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により県に報告している4月から3月までの1年間における実績とする。

(2) 総合周産期医療センター又は地域周産期医療センター

(3) 在宅医療機関のうちいずれか

- ① 機能強化型在宅療養支援病院の単独型
(特掲診療料の施設基準等別添1の「第14の2」の1の(1))
- ② 機能強化型在宅療養支援診療所の単独型
(特掲診療料の施設基準等別添1の「第9」の1の(1))

(4) 精神科医療機関のうちいずれか

- ① 「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年12件以上行っている
- ② 児童精神科を行っている

(5) 5疾病5事業で重要な医療を提供する医療機関のうち以下のいずれか

- ① 脳卒中について、超急性期脳卒中加算の算定が年間25件以上程度
- ② 心血管疾患について、急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間60件以上程度
- ③ 急性期・高度急性期病棟を持ち高度のがん治療を行っている、若しくは移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行っている

2 交付要件

以下のいずれをも満たすこと。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。

※ 「年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。

- (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-M I Sに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

※ 実際に労働時間が短縮していることを本補助金の実績報告時に確認する。

- (4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

3 補助額

病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数 1 床当たり、133 千円を標準単価とし、当該病床数（診療所においては一律 20 床として換算）に乗じて得た額を補助額の基準とし、補助内容に対応する経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

4 補助率

- (1) 資産形成経費：10分の5
 (2) その他経費：10分の10

5 補助事業例

以下の事業例以外にも、勤務環境改善に資するものであると認められる事業については補助対象となる可能性がありますのでご相談ください。

区分	補助内容	内訳
(1) 資産 形成 経費	I C T等費用	スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステムやA I 問診システム、勤怠管理システム等の導入
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用
(2) その 他経 費	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者研修費補助：医師事務作業補助者に必要な研修受講料を補助
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等導入経費補助：看護補助者の新規採用に係る人件費を補助
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職人件費

意向調査票

基本情報

医療機関名	
医療機関コード	
所在地	
代表者（管理者）名	
担当者役職	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※医療機関コードは、レセプト請求で使用する10桁の番号（「都道府県番号（2桁）」＋「点数区分番号（1桁）（医科：“1”）」＋「医療機関番号（7桁）」。「医療機関番号（7桁）」は地方厚生局ホームページでご確認が可能です。

1. 交付要件について

(1) 当該事業に係る最大使用病床数（数字だけ記入）

医療法上の病床種別（病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数）

一般病床	その他（※）	合計

※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神病床の最大使用病床数とする。

(2) 前年度の時間外・休日労働時間の実績（数字だけ記入）

年 720 時間超～ 960 時間以下の医師数（※）	年 960 時間超の医師数 （※）	合計

※時間外・休日労働時間の実績は、自院以外の副業・兼業先の労働時間も通算した時間とする。

2. 対象事業について

以下項目については、該当する項目のみ記入する。

(1) 救急用の自動車等による搬送実績

実績期間（年度のみ）	救急用の自動車等による搬送実績（件）※

※実績期間は病床機能報告により報告している4月～3月までの1年間における実績とする。

(2) その他診療実績（役割）

(1) において、救急用の自動車等による搬送実績が1,000件未満の場合は下表のいずれに該当するか○の上、実績について記入すること。

① 夜間・休日・時間外入院期間について

夜間・休日・時間外入院期間（年度のみ）	夜間・休日・時間外入院件数※

※実績期間は病床機能報告により報告している4月～3月までの1年間における実績とする。

② 離島、へき地等で同一医療圏にほかに救急対応可能な医療機関が存在しないなどについて

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

③ 周産期医療、精神科救急等

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

④ 5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関（脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療等）

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

⑤ 在宅医療

該当する場合○	「○」の場合、実績記入（自由記載）

3. 取組内容に要する経費について

下表①～⑤の内訳について（最も合致する経費を一つ選択し下表に入力すること）

区分	取組内容	例
①	タスク・シフト/シェア	職種にかかわらず特にするもの。職種毎に推進するもの。
②	医師の業務見直し	外来業務の見直し。宿日直の体制や分担の見直し。オンコール体制の見直し。主治医の見直し。
③	その他の勤務環境改善	ICT その他の設備投資。出産・子育て・介護など、仕事と家庭の両立支援。更なるチーム医療の推進。
④	副業・兼業を行う医師の労働時間の管理	副業・兼業先の労働時間も踏まえた勤務シフトの管理。副業・兼業先との勤務シフトの調整。副業・兼業先への医師労働時間短縮の協力要請。
⑤	C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化	教育カンファレンスや回診の効率化。効率的な学習教材・機材の提供による学習環境の充実。日々の医師に応じた研修目標の設定とこれに沿った研修計画の作成。

（単位：千円）

補助対象経費	支出内容 （事業内容及び経費の支出内容について具体的に記載してください）	区分 （最も合致する経費を①～⑤から選択）	資産形成有無	所要見込額	補助対象額
		合計			

※「3. 取組内容に要する経費について」は、上表の内容が全て記載されていれば別紙（任意様式）で回答していただいても構いません。